

# 日本応用数学会 2013 年度年会広告掲載に関する規定

平成 25 年 2 月 21 日  
日本応用数学会 2013 年度年会  
実行委員会承認

## (目的)

第 1 条 この規定は、社団法人日本応用数学会が主催する 2013 年度年会開催のために組織された日本応用数学会 2013 年度年会実行委員会（以下「実行委員会」、また、実行委員会の長を「実行委員長」という。）が掲載する広告に関して必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体： 年会ウェブページ、実行委員会が作成する冊子類（電子媒体を含む）印刷物、その他実行委員長が個別に定めたもの
- (2) 広告掲載： 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう

## (広告の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義又は主張
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 法令又は規則等に反するもの
- (9) その他掲載する広告として適当でないと実行委員会が判断するもの

## (広告の掲載位置等申請)

第 4 条 広告の掲載位置、規格、掲載料及び作成方法については、実行委員会が別に定める。

## (広告掲載の申請)

第 5 条 広告の掲載を希望する者は、別紙様式により、実行委員会に広告の掲載を申請するものとする。

## (広告掲載の決定)

第 6 条 実行委員長は、前条の規定により申請があった場合は、第 3 条及び第 4 条の指針に基づき審査し、広告掲載を決定し当該申請者に通知するものとする。

## (広告原稿の作成及び提出)

- 第7条 広告主は、第3条及び第4条の規定に基づき広告原稿を作成し、所定の期日及び場所に提出するものとする。
- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担する。
- 3 実行委員長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条又は第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に修正又は削除を求めることができる。
- ( 広告掲載料の納付 )
- 第8条 広告掲載料は、掲載の決定後、所定の期日までに実行委員会が発行する請求書により一括前納するものとする。
- ( 広告の取消し )
- 第9条 実行委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。
- ( 1 ) 第7条第1項の規定により所定の期日までに広告原稿が提出されないとき
- ( 2 ) 第8条の規定により所定の期日までに広告掲載料が納付されないとき
- ( 3 ) 第3条又は第4条の規定に反すると判断したとき
- 2 実行委員長は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。
- ( 広告掲載料の返還 )
- 第10条 実行委員会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかった場合は、第4条で定めた広告掲載料に基づき、掲載しなかった日数に応じて日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。
- ( 広告主の責務 )
- 第11条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理又は第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- ( 損害賠償請求 )
- 第12条 広告主の反社会的行為等に関する事情により、社団法人応用数理学会またはウェブホスティングサービスを提供する国立大学法人九州大学が被害を被った場合、実行委員会は広告主に対し損害賠償請求ができるものとする。
- ( 協議 )
- 第13条 この規定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、実行委員会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。
- ( 広告掲載料の用途 )
- 第14条 広告掲載料は、日本応用数理学会2013年度年会開催費として計上し、それ以外の用途には配分しない。
- ( その他 )
- 第15条 この規定に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。